

各種預金規定改定のご案内

拝啓 猛暑の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度は10月から11月にかけて、FATF (Financial Action Task Force：金融活動作業部会)の第4次対日相互審査が予定されており、海外のみならず日本のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止態勢の高度化に向けた取組みが本格化する等、金融機関は、金融庁の「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従ったマネー・ローンダリング等防止態勢の構築を求められております。

この度、昨今の内外の動向を鑑み、全国銀行協会（全銀協）では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた普通預金規定・参考例」が公表され、各金融機関とも順次対応を進めるものと考えられます。

つきましては、弊行もマネー・ローンダリング等防止態勢の強化のために、別紙（全銀協ひな型）を参考とし、各種預金規定を改定することを検討しております。なお、改定規定条文が確定した場合には、後日、ご案内申し上げます。

敬具

## 記

1. 改定日：2019年10月1日（火）
2. 改定対象規定：
  - 普通預金規定
  - 当座預金規定
  - 自由金利型定期預金規定
  - 通知預金規定
  - 自由積立式「いつでも積金」規定
  - 自動送金専用預金規定
  - 外国送金規定
  - 外貨普通預金規定
  - 外貨定期預金規定
  - 外貨当座預金規定
  - 譲渡性預金規定
  - KEB Hana Global Won 定期預金規定
3. 改定内容：別紙参照

以上

**【別紙】（全銀協ひな型）**

参考例	当行預金規定ひな型
<p>第〇条（取引の制限等）</p> <p><u>(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第〇条（解約等）</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) (同右)</p> <p>① ～ ② (同右)</p>	<p>第 11 条（解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条において、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名</p>

<p><u>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p>	<p>義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第 9 条第 1 項に違反した場合</p> <p>(新設)</p>
--	---